

### 17、施設使用料

(都市公園条例 別表第2抜粋)

#### 3 彦根総合スポーツ公園

(1) 陸上競技場および補助競技場 (以下「陸上競技場等」という。)

ア 貸切り使用

(ア) 陸上競技場

区 分		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	
		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	
入場料等を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体(以下「幼稚園等」という。)が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	1時間につき 1,410 円	1時間につき 2,080 円	1時間につき 2,820 円	
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 2,800	同 4,160	同 5,600	
	その他の催物に使用する場合	同 7,260	同 10,300	同 14,500	
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同 2,800	同 4,160	同 5,600	
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 5,710	同 8,310	同 11,400	
	その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	同 14,100	同 20,800	同 28,200
		入場料等が1,000円を超える場合	同 28,000	同 41,600	同 56,000

(イ) 補助競技場

区 分		金 額		
		午 前	午 後	
		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	
入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	1時間につき 900 円	1時間につき 1,330 円	
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 1,800	同 2,650	
	その他の催物に使用する場合	同 4,670	同 6,640	
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同 1,800	同 2,650	
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 3,670	同 5,300	
	その他の催物に使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	同 9,040	同 13,300
		入場料等が1,000円を超える場合	同 18,000	同 26,500

イ 個人使用

区 分	金 額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	1人1回につき 260 円
生徒等	同 320
その他の者	同 460

(2) 野球場（貸切り使用）

区 分		金 額			備 考
		午 前	午 後	夜 間	
		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	
入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 1時間につき 1,290	円 1時間につき 1,850	円 1時間につき 2,580	屋内練習場のみを使用する場合は、 1面1時間につき340円とする。
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 2,580	同 3,630	同 5,300	
	その他の催物に使用する場合	同 10,600	同 14,900	同 21,200	
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同 2,580	同 3,630	同 5,300	
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 4,950	同 7,250	同 10,600	
	その他の入場料等が催物に使用する場合 1,000円以下の場合	同 21,200	同 29,800	同 43,000	
	入場料等が1,000円を超える場合	同 43,000	同 59,300	同 86,000	

(3) トレーニング室

区 分	金 額	
	1人1回につき（2時間以内）	回数券 11回券（1回2時間以内）
幼 児 等	260 円	2,600 円
生 徒 等	410	4,100
その他の者	580	5,800

(4) 会議室等

ア 陸上競技場会議室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
会議室 1	円 1時間につき 1,390	円 1時間につき 2,020	円 1時間につき 2,780
	同 770	同 1,120	同 1,540
会議室 2			

会議室 3	同 770	同 1,120	同 1,540
会議室 4	同 770	同 1,120	同 1,540
会議室 5	同 770	同 1,120	同 1,540
会議室 6	同 770	同 1,120	同 1,540
会議室 7	同 770	同 1,120	同 1,540
会議室 8	同 770	同 1,120	同 1,540
5階会議室 1	同 430	同 630	同 860
5階会議室 2	同 230	同 330	同 460
5階会議室 3	同 230	同 330	同 460

イ 野球場会議室等

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 8 時 30 分から午後 零 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
会議室	1 時間につき 730 円	1 時間につき 1,060 円	1 時間につき 1,420 円
ミーティング室 1	同 730	同 1,060	同 1,420
ミーティング室 2	同 730	同 1,060	同 1,420
本部席	同 360	同 360	同 360
役員席	同 360	同 360	同 360
審判席	同 360	同 360	同 360

注 1 県外居住者については、この表に定める額の 5 割に相当する額を加算した額とする。

2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。

3 県内に居住する 65 歳以上の者および障害者が陸上競技場等を個人使用する場合およびトレーニング室を使用する場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。

4 使用者が入場料等を徴収しない場合であつても、宣伝その他これに類する目的をもつて催物を行うときは、1,000 円を超える入場料等を徴収する場合とみなす。

5 土曜日、日曜日または休日におけるその他の催物に使用する場合は陸上競技場等の貸切り使用については、この表に定める額の 5 割に相当する額を加算した額とする。

6 陸上競技場等を複数の団体が貸切り使用する場合における 1 団体の額は、この表に定める額の 5 割に相当する額（100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円とする。）とする。

7 陸上競技場（貸切り使用に限る。）、野球場（貸切り使用に限る。）または会議室等の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたつて引き続き使用する場合を除く。）は、午前 8 時 30 分以前の場合は午前、午後零時 30 分から午後 1 時までの場合は午後、午後 5 時から午後 5 時 30 分までおよび午後 9 時 30 分以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。

8 補助競技場（貸切り使用に限る。）の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたつて引き続き使用する場合を除く。）は、午前 8 時 30 分以前の場合は午前、午後零時 30 分から午後 1 時までおよび午後 5 時以降の場合は午後とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。

9 競技等を行うため陸上競技場または野球場を貸切り使用する場合において付随して会議室等（ミーティング室、本部席、役員席および審判席を除く。）を使用するときは、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。

10 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

11 彦根総合スポーツ公園の業務として実施する行事に係る入場料等については、知事が別に定める額とする。